**無料低額宿泊所の事業範囲**

＜注１＞

・　入居者に対して生活保護の申請を要求したり，手続きの補助を行う場合や，路上生活者に声かけ等を行っている場合を含む

＜注２＞

・　全入居者のうち生活保護受給者の割合が概ね５割以上を占める場合

※　前年度の入居者の実態等に応じて判断

＜注３＞

・　家賃・共益費以外に，利用料を受領して，サービス等を提供していること

　　　　　　　：ＹＥＳ　　　　　　　　：ＮＯ

**無料低額宿泊事業**

入居対象を生計困難者（※）に限定

＜注１＞

賃貸借契約以外の契約

主な入居者が生計困難者（※）

＜注２＞

利用料をとって食事等を提供

＜注３＞

届出の勧奨対象以外

（※）生計困難者

⇒生活保護法の対象となる者（困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者）のみならず，生活保護法による生活扶助，住宅扶助等の対象にならなくても，それに準ずる低収入であるために生計が困難である者も含まれる。